

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

規制の名称：先使用品についての名称の使用期間の制限、G I マークの使用義務の見直し、G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制、広告等のサービス分野におけるG I の使用を規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省輸出・国際局知的財産課

評価実施時期：令和5年10月～令和5年12月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、英国がEUから離脱するという社会情勢の変化が生じたため、EUだけでなく、英国ともEPA協定を結び、同協定に基づき相互保護を実施しているが、相互保護の内容は、日EU・EPA協定を前提とするものであり、結果的に社会情勢の変化による著しい影響は生じていない。日EU・EPA協定が2019年2月に、日英・EPA協定が2021年1月に発効し、高いレベルでのG I（特定農林水産物等の名称の表示をいう。以下同じ。）の相互保護を行っている。現在においては、EUでは102 産品（2023 年 10 月時点）、英国では 47 産品（2023 年 10 月時点）の日本のG I が保護されている。

また、規制の事前評価後に、農林水産物・食品の輸出が拡大し、日本産ブランドがよりいっそう認知される中で、G I 登録（特定農林水産物等の登録をいう。以下同じ。）による模倣品対策の必要が増している。

先使用品についての名称の使用期間の制限、G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制、サービス分野におけるG I の使用規制については、7 年間の経過措置が最短で 2026 年 2 月に終了するが、現在のところ規制の実施により社会的に著しい影響が発現していることは認知していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時は、当該規制を講じなかった場合のベースラインとして、2018年7月17日に署名された日EU・EPA協定の発効に支障が生じるため、先使用品についての名称の使用期間を原則7年間に制限するほか、広告等のサービス分野における名称の使用や、GI産品（登録及び指定を受けた特定農林水産物等をいう。以下同じ。）であるかのように公衆を誤認させる手段についても規制する必要があると設定していた。現在もこれらの必要性は継続しており、ベースラインに変化は生じていない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の拡充については、規制を導入しなかった場合、EU、英国とのEPA協定が発効されず、EU、英国において①に記載した日本のGI産品の模倣品が域内で適切に取り締まられないこととなり、GI産品の輸出への影響が出たことが想定される。実際に、相互保護によって保護されている産品の模倣品を、新たに規制対象とした広告・サービス分野を含めて、現地当局が取り締まった事例もあり、EU、英国と相互保護を行った利益は大きく、規制の導入は必要であった。

以上のことから、規制を担保するための法改正は必要かつ妥当である。模倣品の取締りを現地当局が行うことにより国産農林水産物・食品の輸出拡大や日本産品のブランド維持にも寄与している。

規制の緩和については、GIと併せて使用しなければならないとしていた登録標章（GIマーク）の使用を任意としたことで、GI登録後に必ずしも包装等を変更する必要がなくなるなどGI登録による負担が軽減され、ステークホルダーの多い産品でも模倣品対策やブランド戦略としてGI申請（特定農林水産物等の登録の申請をいう。）をしやすくなった。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、そ

の理由を記載する。

先使用品についての名称の使用期間の制限、G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制、サービス分野におけるG I の使用規制については、7年間の経過措置の期限が到来していないが、規制の導入から現在までで、指定産品のうち先使用と認められたものは3産品のみであることから、事前評価時の推定からかい離はないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

「指定」は、G I について我が国と同等の制度を有する外国において保護すべきとされている産品を対象に行われているため、「登録」産品同様の生産行程管理は不要であることから、生産者団体の監督業務は生じない。そのため、規制の導入により増加した業務は、指定産品の不正監視のみである。

監督業務の方法を見直すなど、監視・監督業務の効率化を図った結果、令和5年10月現在、監視・監督業務を行っている本省及び地方農政局の職員は13人であり、事前評価時（12人）から1人増加したのみであるため、規制の導入による増加費用は、412,747円（令和5年国家公務員給与等実態調査における国家公務員の平均給与月額）である。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

生産者団体や地方自治体等から本規制に反対する要望等は示されていないことから、現時点においても、副次的及び波及的な負の影響は生じていないと考えられる。

規制の事前評価の際には想定されていなかった波及的な影響としては、農林水産物・食品の

輸出拡大によって、相互保護による模倣品対策の重要性が高まったことがあげられる。農林水産物・食品の輸出額については、2018 年の 9,068 億円から 2022 年の 1 兆 4,140 億円に増大しており、日本製品のブランド力の高まりとともに、模倣品対策が必要となったが、相互保護による G I の保護がその役割を担っている。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

遵守費用について、7 年間の経過措置の期限が到来していないが、規制の導入から現在までで、指定産品のうち先使用と認められたものは 3 産品のみであることから、事前評価時の推定からかい離はないと考えられる。行政費用についても、規制の導入により増加した業務量は、不正表示の監視業務のみであり、事前評価時からかい離していない。一方、農林水産物・食品の輸出額が増大しているところ、模倣のリスクにさらされやすい輸出産品を中心に、模倣品対策の重要性が高まっており、相互保護による G I の保護が果たす役割は大きく、規制の導入は必要かつ妥当であった。

引き続き、本制度が有効に活用されるよう、本規制の適切な実施とともに、産品の掘り起こしや食品メーカー等他業種との連携の強化、不正使用の監視業務を行うことで、特定農林水産物等の生産業者や需要の利益を保護し、農林水産業及びその関連産業の発展に寄与できるように努めていく。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。